第２４回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年５月３１日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　２０名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　０名

議事録署名委員　　８番　瀬治山　秋美　　１４番　野邊　俊博

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１５２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１５３号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１５４号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第５	議案第１５５号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第６	議案第１５６号	串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定について

会　長　ただいまから、第２４回農業委員会総会を開催致します。本日の出席委員は２０名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、８番　瀬治山　秋美　委員、１４番　野邊　俊博　委員にお願いします。

議案の訂正について

会　長　審議に入ります前に、送付議案書の取下げならびに訂正がありますので事務局の説明を求めます。

事務局　議案の訂正をお願いいたします。
１５ページをお開きください。議案第１５５号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、受付番号３番の譲渡人の経営面積が３４０．６ａとなっておりますが、１００ａに訂正をお願いします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は６件でございます。内容といたしましては、賃借人等からの申し出が解約の理由となっております。以上でございます。

会　長　報告はお聞きのとおりであります。

議案第１５２号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長　次に、議案第１５２号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。
それでは、議案第１５２号、受付番号１番から７番の７件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思い

会　長	ます。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５２号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から７番の所有権移転に関する７件であります。事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請受付番号１番から７番の７件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
９番	議案第１５２号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号１番につきましては、渡人が遠方で管理できないために、親戚である受人が無償で譲り受け、規模拡大を図るものであります。受人は現在、飼料を３７０ａ作付されており、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況について、本人が３００日以

９番	上の従事があり、妻が２００日、長男が３００日以上の従事があり問題はないと考えられます。申請地には飼料を作付する計画であり、周辺は水稲が作付されていますが、農薬を使用しないため周辺農地への影響はないと考えます。また、水路等の維持管理、地区の共同作業については積極的に参加しますとのことです。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の所有権移転の１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号２番から４番の３件の説明をお願いします。
１６番	議案第１５２号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号２番から４番の所有権移転に関する３件であります。 まず、受付番号２番につきましては、渡人が遠方で管理できないため、受人に売買を行い、受人は甘藷を作付けする計画です。 受付番号３番につきましては、受人は畜産農家であり、申請農地取得後は飼料を作付する計画です。 受付番号４番については、受人は申請農地には水稲を作付する計画です。 今回の申請３件全てにおいて、受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、３件すべてにおいて本人が年間２８０日以上の従事と家族従事があるため問題ないと考えます。申請地の周辺地域状況は、２番は食用甘藷の作付地帯、３番は飼料の作付地帯、４番は水稲地帯であり、周辺農地と同様の作付を行うため、農薬散布・ヘリ防除・水利調整等の影響はありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号２番から４番の所有権移転に関する３件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号５番から６番の２件の説明をお願いします。
１８番	議案第１５２号、農地法第３条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号５番から６番の所有権移転に関する２件であります。 まず、受付番号５番につきましては、渡人が遠方で管理できないため、受人に売買し、取得後はハウスピーマン及び水稲の作付を行うものであります。受人世帯は機械保有・労働力・技術面について問題なく、効率的な

１８番	農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事については、本人が３００日以上、妻が２５０日以上の従事があり問題ないと考えます。周辺地域は水稲が作付けされており、周辺と同様の作付を行うため、農薬散布等の影響はありません。 受付番号６番については高齢で管理できないため、取得後は飼料と水稲を作付し、飼料については畜産農家へ供給を行い、規模拡大を図るとのことです。受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人が年間８０日以上、母が２５０日以上の従事があり問題ないと考えます。周辺地域は同じく飼料が作付されているため、農薬散布等の影響はありません。 以上、本城地区委員会において、受付番号５番から６番の所有権移転に関する２件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号７番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第１５２号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号７番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号７番につきましては、渡人が労働力不足による経営規模縮小のため、規模拡大を計画している受人に売買するものであり、取得後は水稲を作付けするとのことです。周辺地域は同じく水稲が作付されているため、農薬散布等の影響はありません。農業従事状況については、本人が年間２００日以上の従事があり問題ないと考えます。また、受人は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。 以上、市木地区委員会において、受付番号７番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１５２号、受付番号１番から７番の７件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）

会　長	ないようですので、議案第１５２号、受付番号１番から７番の７件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５２号、受付番号１番から７番の７件については、許可することに決定します。
	議案第１５３号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に、議案第１５３号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは、議案第１５３号、受付番号１番と２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５３号､農地法第５条の規定による許可申請は受付番号１番から２番の所有権移転に関する２件であります。農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第５条第２項１号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第１種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。 しかし、今回の申請は、農地法施行令第４条第１項第２号イ及び農地法施行規則第３３条第１項第４号にあり

事務局	ます「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」に当たることから、申請地は「第１種農地」でありますが、不許可の例外に該当しています。 次に、受付番号２番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため「第２種農地」に区分されますので、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から２番の２件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。 それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
９番	議案第１５３号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の１件であります。 まず、受付番号１番につきましては、受人家族は家族４人で貸家住宅に居住しているが、子供の成長と共に手狭になったため、申請地に個人住宅を建設するものであります。申請地周辺は、東側・北側に宅地、西側に甘藷畑があり、南側に農道がありますが、隣接する畑に支障がないように、境界から２ｍ距離を置いて住宅を建設し、周囲にブロック積みをするため、土砂流出、土砂崩壊等の災害発生のおそれはありません。生活雑排水は合併浄化槽を経由し、県道側溝に流す予定です。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１６番	議案第１５３号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号２番の１件であります。 受付番号２番について、申請地は高台にあり通路が狭く急傾斜であることから、耕作に不便なため、受人は太陽光パネルを設置して管理していく計画とのことです。また申請地の周辺は山林に囲まれているため、土

１６番	砂流出、土砂崩壊等の災害発生させる恐れはありません。排水も自然排水で問題ないと考えます。 以上、大東地区委員会において、受付番号２番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより、議案第１５３号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１５３号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５３号、受付番号１番から２番の２件は許可相当とし、受付番号１番の１件は県審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号２番の１件は意見を付して県へ進達いたします。 **農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案**
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前に、あらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２８年５月分につきましては、串間市長より平成２８年５月２５日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第１５４号・受人が認定農業者である利用権設定が３件・面積が７，０９９㎡、議案第１５５号・受人が一般農業者である利用権設定が６件・面積が５２，２４６㎡でございます。 以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。

	議案第１５４号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分
会　長	それでは、議案第１５４号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は、受付番号１番から３番の３件について説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１から３番の３件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。 また、受付番号１番の１件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。 渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。 受付番号１番の１件につきましては、所有権を有する者全員の同意が得られているため、該当要件を満たしております。 皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
９番	議案第１５４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から３番の３件であります。 受付番号１番から３番の３件の全てにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、

９番	福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番の３件全ておいて、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１５４号、受付番号１番から３番の３件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１５４号、受付番号１番から３番の３件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案１５４号、受付番号１番から３番の３件について、承認して市へ通知します。 **議案第１５５号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分**
会　長	次に、議案第１５５号は、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。
会　長	それでは、議案第１５５号、受付番号１番から６番の６件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５５号は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分であります。 今回の譲受人が一般農業者分につきましては、受付番号１番から６番の６件であります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から６番の６件につきましては、議案第１５４号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 また、受付番号１番から３番の譲受法人につきましては、今回の申請が承認され、串間市が公告を行うことに

事務局	より、今後は「農地所有適格法人」として認定されます。 譲受法人につきましては、農地所有適格法人の要件であります、 １．法人形態が株式会社であること ２．農業並びに農業と関連して行う林業の売上高が、過半を占めていること ３．構成員３名全員が農業従事者のみであるため、総議決権が1/2を超えていること ４．役員の過半が農業常時従事者であること の、要件をすべて満たしています。 さらに、申請者である譲受法人につきましては、農業並びに林業の事業を行っています。今回、この農業並びに農業と関連して行う林業に、譲受法人が行う林業事業が該当するかを宮崎県と串間市とともに協議したところ、木材の販売に関する林業経営を行っているのではなく、委託による植林・下刈り等の事業のみであるため、農業と関連して行う林業に該当すると判断したことを申し添えます。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、大束地区委員会より、受付番号１番から３番の３件の説明をお願いします。
１６番	議案第１５５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、大束地区は受付番号１番から３番の３件であります。 受付番号１番から３番の全てにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大束地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番の３件全てにおいて、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号４番から６番の３件の説明をお願いします。
２１番	議案第１５５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、市木地区は受付番号４番から６番の３件であります。 受付番号４番から６番の３件全てにおいて、受人は水稲を作付けし規模拡大を行うものであり、「農用地利用

２１番	集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、市木地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号４番から６番の３件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。これより、議案第１５５号、受付番号１番から６番の６件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （なしの声）
会　長	ないようでございますので、議案第１５５号、受付番号１番から６番の６件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５５号、受付番号１番から６番の６件について、承認して市へ通知します。
	議案第１５６号：串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定について
会　長	次に議案１５６号、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定について議題といたします。 まず、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第１５６号、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定についてであります。 非農地判断につきましては、これまでは荒廃農地調査要領に基づき、市町村長からの依頼により、農地法第２条第１項に規定する「農地」、ここでいう農地とは耕作の目的に供される土地に該当するか否かについて、農業委員会総会の決議により判断することになっておりましたが、平成２６年５月に農地法運用通知が改正となり、市町村長からの依頼がなくとも農業委員会独自で非農地判断を行うことが可能になりました。 具体的に別紙配布資料で説明します。 遊休農地に関する措置の概要にありますが、農業委員会が毎年１回、農地の利用状況の調査を行い、遊休農地

事務局	の所有者等に対し利用意向調査を実施することとなっておりますが、利用状況の調査時に確認した遊休農地については、「再生可能」または「再生困難」に仕分けることになります。ここで「再生困難」に仕分けられた農地として、再生を目指さない土地（草刈りや農業機械による耕起で作付できる土地は該当しない）は利用意向調査の対象とならず、農業委員会議決により、速やかに「非農地」判断し、農地台帳を整理するよう国は通知を出しています。 その判断の基準は、 ①その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 ②①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元しても継続して利用することができない場合 となっておりますが、遊休農地の場所・遊休化した原因・周辺農地などへの影響などを考えると、一概に先ほど説明しました①、②だけでは非農地判断をすべきではなく、串間市農業委員会として基準を定め判断すべきであると考えています。 そのため、判断基準を具体的に定める検討委員会の設置規則を制定するため、提案させていただきます。 検討委員会の主な内容・規則を、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則（案）で説明させていただきます。 検討委員会の所掌事務については、第３条に審議する内容を定めており、 （１）非農地判断の具体的な基準を定めること （２）関係機関に対する意見聴取を実施しますが、農地に関係する業務や事業を持っている部署として、市農地水産林政課及び農業振興課、市税務課、南那珂農林振興局、南那珂農業改良普及センター、南那珂森林組合等を検討しています。 （３）その他検討に必要な事項としましては、非農地判断基準を定め運用している先進地を視察し、情報収集等を図ることなどとなります。 次に、第４条の組織においては、検討委員会の構成員を定めており、構成員名簿（案）として、農業委員会会長のほか、農業及び農政の重要課題を取り上げる部会として農政部会委員、選任委員、各地区会長又は副会長、農業委員会事務局長としております。特に各地区会長等につきましては、その地区の代表者でありますので、担当委員の意見を十分反映できるよう調整を行っていただくため、地区会長を構成員としたところです。 次に、第５条の任期について、検討委員会の委員の任期は３年としておりますが、主な構成員である農業委員の任期に揃え、（任期の特例）により、検討委員会の最初の委員等の方々の任期に関しましては、規則施行日から第２２期農業委員任期である平成２８年７月１９日までとしております。

事務局	また、検討委員会で決めた非農地判断基準が決定ということではありません。この基準を、総会議案として提出し、農業委員の決議をもって決定することとなります。 ご審議方よろしくお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１５６号、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定について、質疑に入ります。 質疑はございませんか。
３番	串間市非農地判断基準検討委員会構成員名簿が示されていますが、この職名等が書いてありますけども、これをなくし、２１名から１１名を出すような案はどうでしょうか。
会　長	そうなった場合、それぞれ部会があるのに、どこの部会の活動なのかということになってきます。構成員名簿（案）として、農業委員会会長である私のほか、農政部会部長を中心とする農政部会委員は、農業及び農政の重要課題を取り上げる立場として、地区会長又は地区副会長は地域の実情を把握している立場として、農協・共済からの選任委員は農業関係団体の立場として、今回の構成員名簿（案）になったところです。
３番	北方地区が漏れているのですが、４月の総会時に検討お願いしたいと申したのですが、その件についてはどうでしょうか。
会　長	北方についてですが、そのような特定の地域を入れてしまうと、ほかの地区にしても、大字で違うというような話になり、それなら小字でも、というような話になるわけです。今まで地区委員会としてやっているわけだから、北方は福島地区として地区委員会の中で話してもらって、地区委員会で上げていってほしい。そういう意味で地区委員会会長を入れている形であります。
３番	農政部会の委員の中から、一人削減して北方地区を入れることはできないのか。
会　長	もともとは農政部会の活動であるため、農政部会員と一緒に行うこととしていますが、地域性もあることから地区会長を入れるようにした所存です。あくまでも検討委員会だから、これで話を詰めていって、私たちは来年７月までの任期だから、改善が必要な事項がある場合には、次の段階で規則を変えていくこともできるため、この体制でやっていきたいと思いますが。

３番	委員会を設置したら、平成２８年度に非農地判断の決定をしていくわけですか。
会　長	そういうことではなく、これから検討していきます。都合に合わないときには、その都度基準を変えていくため、この体制でまず非農地判断を作成していくという提案です。 ほかに質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１５６号、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則の制定について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５６号、串間市非農地判断基準検討委員会設置規則を決定し、本日、平成２８年５月３１日付で告示いたします。 それでは、今後の検討委員会のスケジュール等を事務局より説明させます。
事務局	今後の非農地判断基準の作成等のスケジュールを説明させていただきます。 まず、本総会にて設置規則（案）の提案をさせていただきました。今後の流れですが、串間市非農地判断基準検討委員会として、毎月定例総会の日程に合わせまして、地区委員会の前後などに開催したいと考えております。また、検討するにあたって、先進地の視察研修等も考えており、こちらは７月を予定しております。 次に、基準検討にともなう現地調査等も随時行っていこうと考えております。また、各部会や関係機関等の意見聴取、先程説明させていただいたとおり、市農地水産林政課・農業振興課・税務課等との会議を、９月に予定しております。また、農政部会に特化した活動になっておりますが、特産部会、畜産部会にも関係することもございますので、改めて協議をさせていただきたいと考えておりますので、非農地判断の件も考えていただきたいと思います。地区会長につきましては、検討委員会の会議の内容に関しましても、地区委員会でお伝えいただき、随時、出された意見を検討委員会で報告していただきますようお願いします。 次に、基準（案）につきましては、１０月総会時に提案していこうかと考えております。１１月に基準の施行・運用の開始、その後に議案の選出作業、１２月末までに申請地の選定作業を行ってきますが、１委員当たり１０筆を目安に非農地判断を行う箇所を提出していただこうかと考えております。１月総会時に議案として提出、２月に所有者、法務局等関係機関への通知を考えております。よろしくお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりでありますので、日程調整等よろしくお願いします。 以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。